昭27.4.14.

官報

主要目次

府令

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正　二六一頁

省令

○建設省附属機関組織規程の一部改正　二六一

告示

○町村警察の廃止　二六一

○白鳥丸無線局の電波の型式等変更　二六一

○青森県栄村役場に備付又は保存していた戸籍簿等が滅失したから再製のため手続を要する者　二六八

○無効となつた旅券　二六八

○大生相互銀行第十回たから定期預金の細目等　二六八

○森林病害虫等防除法の規定に基く指定種苗　二六九

○通商産業省化学製品検査所、支所および出張所の所在地を定める件の一部改正　二六九

○船用品の型式承認　二六九

○運輸審議会の決定（通運事業経営免許及び譲渡譲受の認可について）　二七〇

○深田郵便局改称　二七〇

○鎌倉生産再建整備都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定　二七〇

○天然記念物の仮指定（広島県）　二七一

○保安林解除（山口県）　二七一

官庁事項

○国際労働機関第四回金属工業労働委員会使用者代表及び労働者代表の指名　二七三

公共企業体事項

○吉都線都城・谷頭間に日向庄内停車場設置　二七三

○土讃線に布師田停車場等設置　二七三

府令

◎法務府令第三十三号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月十四日

法務総裁　木村篤太郎

別表富山地方法務局の部魚津支局の款同支局の項を次のように改める。

（魚津）	富山県の内
魚津市	魚津市

別表富山地方法務局の部出町支局の款支局欄中「出町」を「礪波」に改め、同支局の款同支局の項を次のように改める。

（礪波）	富山県の内
東礪波郡	東礪波郡の内
礪波町	礪波町
	柳瀬村
	南般若村
	野尻村
	太田村
	鷹栖村
	梅檀山村
	東西礪波郡の内
	水島村

附則

この府令は、昭和二十七年四月二十日から施行する。

省令

◎建設省令第十一号

建設省附属機関組織規程（昭和二十四年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月十四日

建設大臣　野田　卯一

第九條第三号を削る。

第十條第二号の次に次の一号を加える。

三　験潮に関する事務を処理すること。

第二十二條第三号を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

告示

◎総理府告示第七十七号

町村警察の廃止

警察法（昭和二十六年法律第百九十六号）第四十條の三第六項の規定により警察を維持しないことに決定した旨、報告のあつた町村は次のとおりである。

昭和二十七年四月十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

北海道

茅部郡

森町

◎電波監理委員会告示第千五百七十一号

白鳥丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十月二十四日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月十四日

電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第二三四五号

二　免許人の名称　愛知県

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　漁船の船舶局、地方電気通信取扱局

六　通信事項　船舶の航行及び漁業の指導監督に関する事項、電報の送受に関する通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

但し、無線電信については無期限

八　設置場所　白鳥丸（主たる停泊港　名古屋）

九　呼出符号及び呼出名称　JFCN　あいちしらとりまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	三七五kc	第一、第二装置 水晶発振	A二　リップル変調
	四二五kc		
	五〇〇kc		
	五七〇kc		
	五八〇kc		
	六一〇kc		
	六二〇kc		
	九〇〇kc		
	九五〇kc		
	一一〇〇kc		
	一一五〇kc		
A一	三七〇〇kc	第二装置 A三　終段抑制格子変調	A一、A二、A三　リップル変調
	五二〇〇kc		但し、二、七〇〇kc、五、五二〇kcは一〇〇W五〇W
	八三二〇kc		
A三	一一五〇kc		
	一一六〇kc		
	一一九〇kc		
	二一三〇kc		
	二一五〇kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜T型

十二　運用許容時間　常時

毎日文庫
昭和二十五年三月三日第三種郵便物認可

◉電波監理委員会告示第千五百七十二号

白神丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年九月十五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年四月十四日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一七六三号
二　免許人の名称　三井船舶株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、三井船舶株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　白神山丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JARA
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主発振
- A一　一、二、八、八、六、五、四、四、四、四、三七五kc
- A一、A二　六、五、四、四、四、四

昭27.4.14. 第7579号

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年九月五日　第一二一二号
二　免許人の名称　大洋漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、大洋漁業株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　第七文丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JLNT
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
- A一　水晶発振　A二　リップル変調　二五〇W(但し、一〇〇kcは一八、三二五kc)
- A一、A二　水晶発振　A二　リップル変調　三七五kc　四〇〇kc　四二〇kc　四二五kc　四六〇kc　四八〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五五〇kc　五七〇kc　五八〇kc　一〇〇〇kc　一〇二〇kc　一〇五〇kc　一〇七〇kc　一〇八〇kc　一一〇〇kc　一一二〇kc　一一五〇kc　一一七〇kc　一一八〇kc　一二〇〇kc　一二二〇kc　一二五〇kc　一二七〇kc　一二八〇kc　一三〇〇kc

補助装置　A一、A二　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千五百七十八号

利根川丸無線局に、レーダーの設備を昭和二十六年十二月七日設置した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年四月十四日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一七八号
二　免許人の名称　東洋海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、東洋海運株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十二月六日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　利根川丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JQQN
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
- A一　水晶発振　A二　リップル変調　二五〇W(但し、一〇〇kcは一八、三二五)
- A一、A二　第一、第二装置　水晶発振　A二　リップル変調　三七五kc　四〇〇kc　四二〇kc　四二五kc　四六〇kc　四八〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五五〇kc　五七〇kc　五八〇kc　一〇〇〇kc　一〇二〇kc　一〇五〇kc　一〇七〇kc　一〇八〇kc　一一〇〇kc　一一二〇kc　一一五〇kc　一一七〇kc　一一八〇kc　一二〇〇kc　一二二〇kc　一二五〇kc　一二七〇kc　一二八〇kc　一三〇〇kc

補助装置　A一、A二　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W

特殊設備　レーダー　P○　九、三八〇Mc　マグネトロン発振　特殊　五〇KW
　無線方位測定機　KS—251

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時
十四　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千五百七十九号

日産丸無線局に、レーダーの設備を昭和二十六年十二月二十五日設置した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年四月十四日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月十九日　第一八五六号
二　免許人の名称　日産汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、日産汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十二月二十四日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　日産丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JFOL
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
- A一　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W
- A一、A二　第一、第二装置　水晶発振　A二　リップル変調　三七五kc　四〇〇kc　四二〇kc　四二五kc　四六〇kc　四八〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五五〇kc　五七〇kc　五八〇kc　一〇〇〇kc　一〇二〇kc　一〇五〇kc　一〇七〇kc　一〇八〇kc　一一〇〇kc　一一二〇kc　一一五〇kc　一一七〇kc　一一八〇kc　一二〇〇kc　一二二〇kc　一二五〇kc　一二七〇kc　一二八〇kc　一三〇〇kc

補助装置
- A一　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W
- A一、A二　水晶発振　A二　リップル変調　三七五kc　四〇〇kc　四二〇kc　四二五kc　四六〇kc　四八〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五五〇kc　五七〇kc　五八〇kc　一〇〇〇kc　一〇二〇kc　一〇五〇kc　一〇七〇kc　一〇八〇kc　一一〇〇kc　一一二〇kc　一一五〇kc　一一七〇kc　一一八〇kc　一二〇〇kc　一二二〇kc　一二五〇kc　一二七〇kc　一二八〇kc　一三〇〇kc

特殊設備　レーダー　P○　九、四〇〇kc　マグネトロン発振　特殊　五〇KW
　無線方位測定機　NMD—一一〇A型

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時
十四　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千五百八十号

明優丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月三十日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年四月十四日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三〇四八号
二　免許人の名称　明治海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　明治海運株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　明優丸(主たる停泊港　神戸)
九　呼出符号　JLYD
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
- A一　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W
- A一、A二　第一、第二装置　水晶発振　A二　リップル変調　三七五kc　四〇〇kc　四二〇kc　四二五kc　四六〇kc　四八〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五五〇kc　五七〇kc　五八〇kc　一〇〇〇kc　一〇二〇kc　一〇五〇kc　一〇七〇kc　一〇八〇kc　一一〇〇kc　一一二〇kc　一一五〇kc　一一七〇kc　一一八〇kc　一二〇〇kc　一二二〇kc　一二五〇kc　一二七〇kc　一二八〇kc　一三〇〇kc

補助装置
- A一　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W
- A一、A二　水晶発振　A二　リップル変調　三七五kc　四〇〇kc　四二〇kc　四二五kc　四六〇kc　四八〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五五〇kc　五七〇kc　五八〇kc　一〇〇〇kc　一〇二〇kc　一〇五〇kc　一〇七〇kc　一〇八〇kc　一一〇〇kc　一一二〇kc　一一五〇kc　一一七〇kc　一一八〇kc　一二〇〇kc　一二二〇kc　一二五〇kc　一二七〇kc　一二八〇kc　一三〇〇kc

特殊設備　レーダー　P○　九、三二〇Mc　マグネトロン発振　特殊　五〇KW
　無線方位測定機　KS—251

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時
十四　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千五百八十一号

たるしま丸無線局に、レーダーの設備を昭和二十六年二月二十三日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年四月十四日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年九月二十五日　第三〇一四号
二　免許人の名称　浜根汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、浜根汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月六日
　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　たるしま丸(主たる停泊港　神戸)
九　呼出符号　JNTE
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
- A一　水晶発振　リップル変調　五〇〇W(但し、六、六五〇kcは三〇〇W)
- A一、A二　水晶発振　リップル変調　三七五kc　四〇〇kc　四二〇kc　四二五kc　四六〇kc　四八〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五五〇kc　五七〇kc　五八〇kc　一〇〇〇kc　一〇二〇kc　一〇五〇kc　一〇七〇kc　一〇八〇kc　一一〇〇kc　一一二〇kc　一一五〇kc　一一七〇kc　一一八〇kc　一二〇〇kc　一二二〇kc　一二五〇kc　一二七〇kc　一二八〇kc　一三〇〇kc

補助装置
- A一　主発振　リップル変調　五〇W
- A一、A二　主発振　リップル変調　三七五kc　四〇〇kc　四二〇kc　四二五kc　四六〇kc　四八〇kc　五〇〇kc

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

十四　そ　運　空　特　補　主　十九　八　七　六　五　四　三　二
十三　運　中　殊　助　装　電　免　通　無　無　免　電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。
用　用　線　設　置　呼　許　信　線　許　許　昭和二十七年四月十四日
義　義　の　備　設　の　の　局　線　の　の　免許の年月日及び番号　第三四六〇号
務　務　型　レーダー　置　信　局　局　年　年　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十四日
時　時　式　P　場　相　有　人　目　月　月　人　電波監理委員会告示第千五百八十四号
他　時　及　○　所　手　効　の　種　日　日　の　電波監理委員会委員長　網島　毅
間　間　び　九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで　号　期　名　及　及　名　
構　常　構　特殊　五○KW　限　方　信　び　び　称　
成　時　成　水晶発振　リップル変調　五○W　項　的　の　番　番　別　
レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで　補助装置　A一、A二　五四四四三二七○六二○五○kckckckckc　水晶発振　リップル変調　五○W　特殊　五○KW　
　　　

◉**法務府告示第七十九号**

昭和二十七年二月十三日青森県北津軽郡栄村役場が火災にかかり、同村役場に備付又は保存していた戸籍簿、除籍簿、改製原戸籍、寄留簿及び寄留手続令第十一條の用紙その他戸籍寄留関係書類が全部滅失したから、これを再製する必要があるので、左に掲げる者は、昭和二十七年六月三十日までに同村長に対し次の手続をしなければならない。

一、昭和二十七年二月一日から同月十二日までの間に同村長に対し戸籍に関する届出、訂正申請、報告又は請求その他戸籍の記載を要すべき書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

一、昭和二十七年二月一日から同月十二日までの間に同村長の受理した戸籍に関する届書、訂正申請書、報告書若しくは請求書の送付を受け、又は前記の期間内に同村長に対しこれらの書類を送付した市町村長は、その書類の写を作つて、これを送付すること。

一、大正三年十二月三十一日までに同村長に対し転籍、本籍地変更、就籍又は除籍に関する届出をした者は、更にその事項を申し出ること。

一、大正三年十二月三十一日までに同村長に対し転籍届書若しくは入籍通知書を送付し、又は同村長の発送にかかるこれらの書類の送付を受けた市町村長は、その書類の写を作つて、これを送付すること。

一、昭和二十七年二月十二日までに同村長の交付した戸籍若しくは除籍の謄本、抄本又は戸籍若しくは除籍に記載した事項に関する証明書を所持する者は、これを呈示すること。

一、現に同村に寄留する者又は同村より他に出寄留中の者は、寄留に関する届出事項を更に申し出ること。

一、同村に寄留する者の本籍地市町村長及び同村に本籍を有する者の寄留地市町村長は、寄留届書、寄留手続令第十一條の用紙及び寄留簿に基き寄留簿又は寄留手続令第十一條の用紙に記載すべき事項を謄写してこれを送付すること。

注意

一、申出は、口頭でも差しつかえない。

一、申出の手続について不審の点があれば、栄村役場又は青森地方法務局五所川原支局に照会されたい。

一、市町村長の送付すべき届書類の写は、市役所、町村役場又は法務局、地方法務局若しくはその支局で保存するものについて、市町村長がこれを謄写すること。

昭和二十七年四月十四日

法務総裁 木村篤太郎

◉**外務省告示第九号**

昭和二十七年一月九日付発給の相沢久子に対する米国行旅券第五二八二号

右焼失の届出があつたから昭和二十七年四月十一日以降無効とする。

昭和二十七年四月十四日

外務大臣 吉田 茂

◉**大蔵省告示第六百六十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、大生相互銀行第十回から定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 大生相互銀行第十回定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年五月三十一日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。

但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一九
二等	一、五〇〇	二〇
三等	六〇〇	二〇〇
四等	三〇〇	二、〇〇〇
五等	二〇〇	二〇、〇〇〇
六等	二〇〇	一七七、七六〇
計		二〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百六十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、上市信用金庫第四回福寿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 上市信用金庫第四回福寿定期預金

二 條件

(一)契約期間 一年

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	三〇〇	五
四等	一〇〇	一〇〇
五等	四二	八九二
計		一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年五月二十日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年五月二十六日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百六十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、富士宮信用金庫割増金附平和定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 富士宮信用金庫割増金附平和定期積金

二 條件

(一)契約期間 一年

(二)給付金額 一口一万二千円

(三)掛金の金額及び回数 千円 十二回

(四)抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	三〇〇	五
四等	一〇〇	一〇〇
五等	四二	八九二
計		一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年五月二十日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年五月二十六日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百六十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、名古屋信用金庫第十三回にこにこ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 名古屋信用金庫第十三回にこにこ定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月三十一日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、にこにこ賞のうちから定め、二重賞A及び二重賞Bは、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
にこにこ賞	五、〇〇〇	四
一等	一、〇〇〇	五
二等	三〇〇	五〇
三等	一〇〇	五〇〇
四等	四〇	五、〇〇〇
五等	二〇	四四、四四〇
二重賞A	一〇、〇〇〇	一
二重賞B	一、〇〇〇	四
計		五〇、〇〇五

五 抽せん期日 昭和二十七年六月九日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百六十八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、西尾信用金庫第九回定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 西尾信用金庫第九回定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月三十一日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	二〇	一、〇〇〇
五等	二〇	八八八九
計		一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月八日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十六日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百六十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、但馬信用金庫第七回平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 但馬信用金庫第七回平和定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年六月十四日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	四
二等	五〇〇	五
三等	一〇〇	五〇
四等	四〇	一〇〇
五等	二〇	四、八四〇
計		五、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月十八日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月二十五日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、一宮信用金庫割増金附第二回互福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 一宮信用金庫割増金附第二回互福定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年六月十四日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、残念賞は、特等当せん以外の組とする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
残念賞	五〇〇〇	一
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	三〇	八八八六
五等	二〇	一〇、〇〇〇
計		

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**農林省告示第百四十九号**

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第三條第一項第三号の規定に基き、指定種苗を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

農林大臣 広川 弘禅

指定種苗は、左に掲げる樹木の種子及び苗とする。

一 すぎ
二 ひのき
三 あかまつ
四 くろまつ
五 からまつ
六 えぞまつ
七 とどまつ
八 やちだも
九 やしやぶし
十 ひめやしやぶし
十一 にせあかしや
十二 あぶらぎり
十三 つばき
十四 くり
十五 くるみ
十六 きり

◉**通商産業省告示第八十三号**

昭和二十六年四月通商産業省告示第九十三号(通商産業省化学製品検査所、支所および出張所の所在地を定める件)の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月一日から適用する。

昭和二十七年四月十四日

通商産業大臣 高橋龍太郎

通商産業省化学製品検査所名古屋出張所の部中「名古屋市港区昭和町一七番地」を「名古屋市熱田区六番町三丁目二四番地」に改める。

◉**運輸省告示第百五号**

船用品型式承認規則(昭和二十三年総理庁令第四号)第一條の規定により、運輸省令第四号)第一條の規定によつて、次のように船用品の型式承認をした。

昭和二十七年四月十四日

運輸大臣 村上 義一

一 名称 名古屋信用金庫第十三回にこにこ定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月三十一日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、にこにこ賞のうちから定め、二重賞A及び二重賞Bは、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
にこにこ賞	五、〇〇〇	四
一等	一、〇〇〇	五
二等	三〇〇	五〇
三等	一〇〇	五〇〇
四等	四〇	五、〇〇〇
五等	二〇	四四、四四〇
二重賞A	一〇、〇〇〇	一
二重賞B	一、〇〇〇	四
計		五〇、〇〇五

五 抽せん期日 昭和二十七年六月九日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百六十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、但馬信用金庫第七回平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 但馬信用金庫第七回平和定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年六月十四日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	四
二等	五〇〇	五
三等	一〇〇	五〇
四等	四〇	一〇〇
五等	二〇	四、八四〇
計		五、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月十八日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月二十五日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、一宮信用金庫割増金附第二回互福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 一宮信用金庫割増金附第二回互福定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年六月十四日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、残念賞は、特等当せん以外の組とする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
残念賞	五〇〇〇	一
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	三〇	八八八六
五等	二〇	一〇、〇〇〇
計		

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、一宮信用金庫割増金附第二回互福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 一宮信用金庫割増金附第二回互福定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年六月十四日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、残念賞は、特等当せん以外の組とする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
残念賞	五〇〇〇	一
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	三〇	八八八六
五等	二〇	一〇、〇〇〇
計		

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、上市信用金庫第四回福寿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 上市信用金庫第四回福寿定期預金

二 條件

(一)契約期間 一年

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一九
二等	一、五〇〇	二〇
三等	六〇〇	二〇〇
四等	三〇〇	二、〇〇〇
五等	二〇〇	二〇、〇〇〇
六等	二〇〇	一七七、七六〇
計		二〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、大生相互銀行第十一回から定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 大生相互銀行第十一回定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一九
二等	一、五〇〇	二〇
三等	六〇〇	二〇〇
四等	三〇〇	二、〇〇〇
五等	二〇〇	二〇、〇〇〇
六等	二〇〇	一七七、七六〇
計		二〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、富士宮信用金庫割増金附平和定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 富士宮信用金庫割増金附平和定期積金

二 條件

(一)契約期間 一年

(二)給付金額 一口一万二千円

(三)掛金の金額及び回数 千円 十二回

(四)抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	三〇〇	五
四等	一〇〇	一〇〇
五等	四二	八九二
計		一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年五月二十日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年五月二十六日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、上市信用金庫第四回福寿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 上市信用金庫第四回福寿定期預金

二 條件

(一)契約期間 一年

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一九
二等	一、五〇〇	二〇
三等	六〇〇	二〇〇
四等	三〇〇	二、〇〇〇
五等	二〇〇	二〇、〇〇〇
六等	二〇〇	一七七、七六〇
計		二〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、名古屋信用金庫第十三回にこにこ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 名古屋信用金庫第十三回にこにこ定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、にこにこ賞のうちから定め、二重賞A及び二重賞Bは、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円	一本
にこにこ賞	五、〇〇〇	四
一等	一、〇〇〇	五
二等	三〇〇	五〇
三等	一〇〇	五〇〇
四等	四〇	五、〇〇〇
五等	二〇	四四、四四〇
二重賞A	一〇、〇〇〇	一
二重賞B	一、〇〇〇	四
計		五〇、〇〇五

五 抽せん期日 昭和二十七年六月九日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、名古屋信用金庫第十三回にこにこ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 名古屋信用金庫第十三回にこにこ定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一九
二等	一、五〇〇	二〇
三等	六〇〇	二〇〇
四等	三〇〇	二、〇〇〇
五等	二〇〇	二〇、〇〇〇
六等	二〇〇	一七七、七六〇
計		二〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、西尾信用金庫第九回定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 西尾信用金庫第九回定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月三十一日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	二〇	一、〇〇〇
五等	二〇	八八八九
計		一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月八日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十六日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百七十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、但馬信用金庫第七回平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 但馬信用金庫第七回平和定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年六月十四日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	四
二等	五〇〇	五
三等	一〇〇	五〇
四等	四〇	一〇〇
五等	二〇	四、八四〇
計		五、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月十八日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月二十五日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百八十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、一宮信用金庫割増金附第二回互福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 一宮信用金庫割増金附第二回互福定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年六月十四日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、残念賞は、特等当せん以外の組とする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
残念賞	五〇〇〇	一
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	三〇	八八八六
五等	二〇	一〇、〇〇〇
計		

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百八十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、一宮信用金庫割増金附第二回互福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 一宮信用金庫割増金附第二回互福定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年六月十四日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、残念賞は、特等当せん以外の組とする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
残念賞	五〇〇〇	一
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	一、〇〇〇
四等	三〇	八八八六
五等	二〇	一〇、〇〇〇
計		

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百八十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、上市信用金庫第四回福寿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 上市信用金庫第四回福寿定期預金

二 條件

(一)契約期間 一年

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一九
二等	一、五〇〇	二〇
三等	六〇〇	二〇〇
四等	三〇〇	二、〇〇〇
五等	二〇〇	二〇、〇〇〇
六等	二〇〇	一七七、七六〇
計		二〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百八十三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、大生相互銀行第十回から定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 大生相互銀行第十回定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一九
二等	一、五〇〇	二〇
三等	六〇〇	二〇〇
四等	三〇〇	二、〇〇〇
五等	二〇〇	二〇、〇〇〇
六等	二〇〇	一七七、七六〇
計		二〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月二十二日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年七月一日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第六百八十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條の規定により、富士宮信用金庫割増金附平和定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年四月十四日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 富士宮信用金庫割増金附平和定期積金

二 條件

(一)契約期間 一年

(二)給付金額 一口一万二千円

(三)掛金の金額及び回数 千円 十二回

(四)抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。

三 取扱の時期 昭和二十七年四月十五日から同年五月十五日まで。

四 割増金

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

| 等級 | 割増金 | 当せんの数 |

船用品型式承認証書番号	船用品の品名及び型式	証書有効期間	申請者名	営業所の位置及び名称	製造所の位置及び名称
第三四三号	甲種そう口覆布用錦布地大路織布旗ツバメ印	昭和二十七年三月三十一日から昭和三十二年三月三十一日まで	大路織布貿易株式会社	香川県大川郡白鳥本町	大路織布貿易株式会社 香川県大川郡白鳥本町
第三四四号	紅燈(電気用)	昭和二十七年三月三十一日から昭和三十二年三月三十一日まで	日本船燈株式会社	東京都江東区深川佐賀町一丁目三〇番地	日本船燈株式会社 東京都江東区深川冬木町二八番地

船用品型式承認証書番号	船用品の品名及び型式	証書有効期間	申請者名	営業所の位置及び名称	製造所の位置及び名称
第三四五号	あわ消火器用封かん装てん物	昭和二十七年四月三日から昭和三十二年四月二日まで	三木商会	東京都港区芝新橋六丁目四〇番地 三木商会	東京都北区田端新町一丁目六番地 三木商会工場

◎**運輸省告示第百六号**

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年四月十四日　運輸大臣　村上　義一

通運事業経営免許及び譲渡譲受の認可について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

昭二七第一四号　運輸大臣　村上　義一殿

昭和二十七年三月十三日　運輸審議会会長　木村　隆規

答申書

通運事業経営免許及び譲渡譲受の申請について

諮問にかかる通運事業経営免許及び譲渡譲受の申請については、それぞれ聴問会を開催し、慎重に審議した結果、次のように処置されることが適当であると認める。

番号	申請者名	取扱駅名	処置
一、昭二六第一八一号	岩見沢通運株式会社	幾春別、三笠	却下する。
二、〃第一八二号	株式会社空知運送社	幾春別、三笠、唐松、幌内	〃
三、昭二七第八〇〇〇号	起人総代 梅田茂太郎	幾春別、三笠、唐松、幌内	〃
四、〃第八〇〇一号	三笠運送株式会社 発起人総代 渡辺菊太郎	幾春別、三笠、唐松、幌内	〃
五、〃第八〇一五号	三笠通運株式会社 発起人総代 宮地森市	幾春別、三笠、唐松、幌内	〃
六、〃第八〇一一号	三ツ輪運輸株式会社	庶路、音別	免許する。
七、〃第八〇一二号	柏崎運送株式会社	塚山、西山、石地	却下する。
八、〃	北越運送株式会社	勝木	免許する。
九、〃第八〇一四号	北越運送株式会社	越後下関、府屋	却下する。
十、〃第八〇二八号	丸運南信運送株式会社 発起人総代 丸山補三郎	下諏訪	〃
十一、〃第八〇〇三号	興津合同通運株式会社 発起人総代 加藤和作	興津	免許する。
十二、〃第八〇〇六号	長夷自動車運送株式会社	茂原	〃
十三、昭二六第三〇四号	岡崎通運株式会社	本宿、男川	却下する。
十四、昭二七第八〇〇七号	譲渡人 堺運送株式会社 譲受人 堺通運株式会社	堺、石津川、浅香山、堺東、鳳、上野芝	譲渡譲受を認可する。
	二豊運送株式会社	豊後高田	免許する。

昭二七第一七号　運輸大臣　村上　義一殿

昭和二十七年三月二十七日　運輸審議会会長　木村　隆規

答申書

通運事業経営免許申請事案について

諮問にかかる通運事業経営免許申請事案については、それぞれ聴問を行つて慎重に審議した結果、次のように処置されることが適当であると認める。

番号	申請者名	発起駅名	処置
一、昭二六第二五六号	伊北運輸株式会社 人総代 小沢敏通	小野、辰野	却下する。
二、〃第二四二号	日の丸運送株式会社	鳥取、米子、倉吉、西倉吉、後藤、境港	〃
三、〃第三四三号	因伯通運株式会社 人総代 沼本忠彦	鳥取、倉吉、西倉吉、米子、後藤、境港	免許する。

◎**郵政省告示第百十号**

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年四月二十一日から、次の郵便局を改称する。

昭和二十七年四月十四日　郵政大臣　佐藤　栄作

現名称	改称位置
深田郵便局	三原深町郵便局 広島県三原市深町

◎**建設省告示第三百八十四号**

鎌倉生産再建整備都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

その関係図書は、神奈川県庁及び鎌倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第三百八十五号**

小田原都市計画用途地域変更及び住居専用地区指定を別紙図面表示のように決定し、昭和二十七年五月四日から施行する。

その関係図面は、神奈川県庁及び小田原市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◎**建設省告示第三百八十六号**

横浜特別都市計画下水道を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第三百八十七号**

川崎特別都市計画用途地域変更並びに準防火地域追加及び空地地区指定を別紙図面表示のように決定し、昭和二十七年五月四日から施行する。

その関係図面は、神奈川県庁及び川崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◎**建設省告示第三百八十八号**

横須賀都市計画用途地域変更及び準防火地域変更を別紙図面表示のように

決定し、昭和二十七年五月四日から施行する。

その関係図面は、神奈川県庁及び横須賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◎**建設省告示第三百八十九号**

鎌倉都市計画用途地域並びに準防火地域及び住居専用地区を別紙図面表示のように指定し、昭和二十七年五月四日から施行する。

その関係図面は、神奈川県庁及び鎌倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◎**建設省告示第三百九十号**

横浜特別都市計画防火地域、準防火地域追加変更を別紙図面表示のように決定し、昭和二十七年五月四日から施行する。

その関係図面は、神奈川県庁及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◎**建設省告示第三百九十一号**

小田原都市計画準防火地域を別紙図面表示のように指定し、昭和二十七年五月四日から施行する。

その関係図面は、神奈川県庁及び小田原市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◎**建設省告示第三百九十二号**

横須賀都市計画水利施設追加並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

その関係図書は、神奈川県庁及び横須賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第三百九十三号**

藤沢都市計画街路事業執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて変更した。

その関係図書は、神奈川県庁及び藤沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第三百九十四号**

小田原特別都市計画街路事業執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて変更した。

その関係図書は、神奈川県庁及び小田原市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第三百九十五号**

横浜特別都市計画水利施設及び同事業を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて変更した。

その関係図書は、神奈川県庁及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第三百九十六号**

平塚特別都市計画街路事業執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて変更した。

その関係図書は、神奈川県庁及び平塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第三百九十七号**

相模原都市計画街路事業執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて変更した。

その関係図書は、神奈川県庁及び高座郡相模原町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第三百九十八号**

川崎都市計画風致地区変更を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び川崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第三百九十九号**

横浜特別都市計画公園事業及びその執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

その関係図書は、神奈川県庁及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第四百号**

川崎特別都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて変更した。

その関係図書は、神奈川県庁及び川崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第四百一号**

川崎特別都市計画水利施設追加及び同事業変更を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

その関係図書は、神奈川県庁及び川崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**建設省告示第四百二号**

小田原特別都市計画街路追加変更廃止並びに同事業及びその執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

その関係図書は、神奈川県庁及び小田原市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月十四日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎**広島県教育委員会告示第十号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十條の規定に基き、天然記念物を次のように仮指定した。

昭和二十七年四月十四日　広島県教育委員会

天然記念物

名称	地名	地域
熊野の大杨	比婆郡西城町	大字熊野字大畑六百三十番地
一位の群叢	同比和町	大字三河内三千二百三十二番地の二
山毛欅の純林	同比和町	大字油木字川奥甲百五十七番地の一
	同八村	大字油木字川奥百五十七番地の一、同百五十八番地の一
	同八村	大字三河内三千二百三十二番地の四

◎**山口県告示（保解）第一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項、第二項及び第四十條に基く森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十七年四月十四日　山口県知事　田中　龍夫

一　山口県吉敷郡東岐波村字大須賀三八ノ一

以上山口県吉敷郡東岐波村長の申請に係るものであつて、防風の必要が消滅したものと認めるもの

一　山口県宇部市大字上宇部字西運山六三七、六三八、同大字沖宇部字猶原一六〇、一六〇第一、一六一、一六二、一六三、一六四、一六六

以上山口県宇部市長の申請に係るもので、市警察吏員射撃場建設及び新制中学建築敷地のため必要と認めるもの

一　山口県宇部市大字沖宇部字北兵右衛門屋敷二五（但し、実測五反七畝十歩の内実測三反七畝歩）、二六（但し、実測四反六畝歩）、二七（但し、実測三反〇畝十歩の内実測一反四畝歩）、三五、三七、同字兵衛門屋敷五七三ノ一、三七四ノ一、同字論瀬四〇

以上山口県宇部市宇部興産株式会社の申請に係るもので、従業員社宅建築敷地のため必要と認めるもの

一　山口県宇部市大字沖宇部字猶原一五八（但し、実測八反〇畝二十歩の内実測三反二畝二十三歩）、一五九（但し、実測九反一畝歩の内実測八反九畝二十四歩）

以上山口県宇部市東宇部炭鉱組合長の申請に係るもので、炭鉱労務者住宅敷地のため必要と認めるもの

一　山口県吉敷郡大道村大字台道字大繁枝一三五四ノ三、一三五四ノ四、一三五四ノ五、一三五四ノ六

以上山口県吉敷郡大道村藤村チヨ外十五名の申請に係るもので、公益上の理由によるものと認めるもの

一　山口県吉敷郡東岐波村字水落一四五〇ノ二（但し、台帳六町三反二畝二十二歩の内実測九反七畝歩）

以上山口県吉敷郡東岐波村長の申請に係るもので、総合グランド建設敷地のため必要と認めるもの

一　山口県萩市大字椿東字奈古屋一一八九ノ二（但し、台帳一町六反二畝七歩の内実測二十歩）

以上山口県萩市越ケ浜中村カツミの申請に係るもので、観光者休憩所建築のため必要と認めるもの

正誤

昭和二十七年四月一日運輸省告示第九十四号中一〇頁二段四行「運輸省告示第三百十三号）に、」は「運輸省告示第三百十三号）は、」の誤植

国会事項

○衆議院

◎議案提出　四月十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

○国立国会図書館

◎辞令

◎昭和二十七年四月一日

国立国会図書館調査員　中島陽一郎
同　上野　雄造
（各通）
国立国会図書館主事　葛原　秀一
国立国会図書館参事に任命する
同　森田康之助
（各通）
同　鈴木　重三
同　青木　実
国立国会図書館司書に任命する
（各通）
同　高橋　高貞
同　桜井保之助
国立国会図書館参事に任命する
（各通）
同　近藤　享一
同　池田　文雄
国立国会図書館調査員に任命する
同　吉田　邦輔
同　高橋泰四郎
（各通）
同　荒井孝太郎
国立国会図書館司書に任命する
国立国会図書館司書　加藤　宗厚
職務復帰を命ずる
同　彌吉　光長
国立国会図書館支部上野図書館長事務代理を免ずる
国立国会図書館参事　中島陽一郎
国会分館庶務課勤務を命ずる
同　上野　雄造
受入整理部部付室勤務を命ずる
同　富田　英俊
一般考査部連絡調整課勤務を命ずる
国立国会図書館調査員　鈴木平八郎
国際業務部抄録課勤務を命ずる
国際業務部内国資料課勤務を命ずる　塚瀬　庸治
国立国会図書館参事　葛原　秀一
国際業務部内国資料課勤務を命ずる
同
建築部営繕企画課兼工務課勤務を命ずる
国立国会図書館司書　森田康之助
国立国会図書館支部大倉山文化科学図書館勤務を命ずる
同　鈴木　重三
一般考査部一般資料課勤務を命ずる
同　青木　実
受入整理部編さん課勤務を命ずる
国立国会図書館参事　高橋　高貞
国際業務部内国資料課勤務を命ずる
同　桜井保之助
管理部庶務課勤務を命ずる
国立国会図書館調査員　近藤　享一
調査立法考査局社会部社会法令課勤務を命ずる
同　池田　文雄
調査立法考査局政治部外務課勤務を命ずる
国立国会図書館司書　新井英太郎
国立国会図書館支部上野図書館管理課勤務を命ずる
同　吉田　邦輔
国立国会図書館支部上野図書館参考課勤務を命ずる
同　高橋泰四郎
国立国会図書館支部上野図書館整理課勤務を命ずる
同　荒井孝太郎
国立国会図書館支部上野図書館閲覧課勤務を命ずる（以上四月一日）

叙任及び辞令

○内閣

◎昭和二十七年四月十一日

（各通）
判事補に任命する　宮崎　富哉
吉富　三雄
中西　浩子
簡易裁判所判事に任命する　検事　西村実太郎
判事　福島　通夫
簡易裁判所判事兼判事に任命する
簡易裁判所判事兼判事　石田　寛次
本官を免じ判事に専任する
（在ジュネーヴ日本政府在外事務所所長）外務事務官　田付　景一
（各通）
労働事務官　林　武一
スイス国ジュネーヴにおいて開催の国際労働機関第四回金属工業労働委員会日本政府代表を命ずる
（在ジュネーヴ日本政府在外事務所所員）外務事務官　海老塚政治
（各通）
労働事務官　松永　正男
スイス国ジュネーヴにおいて開催の国際労働機関第四回金属工業労働委員会日本政府代表顧問を命ずる
中央更生保護委員会事務局成人部長　大坪　与一
（各通）
総理府事務官　万田　紀広
第十三回国会政府委員を命ずる
土井　太郎
願に依り統計委員会委員を免ずる（以上四月十一日）

○調達庁

総理府事務官　大井　実
横浜特別調達局管財部営材課勤務を命ずる
同　田波正次郎
横浜特別調達局契約部役務契約課勤務を命ずる（以上二月一日）
（各通）
総理府技官　藤本兎喜夫
総理府事務官　万田　紀広
大阪特別調達局勤務を命ずる（二月十四日）
（各通）
総理府技官　落合　直芳
同　北村　喜荘
同　藤沢　啓四
同　仁林　暎
総理府事務官　佐内　吉松
願に依り本官を免ずる（二月三十九日）
総理府技官　松田　昌治
札幌特別調達局促進監督部工事課兼務を命ずる
同　岡本伊八郎
札幌特別調達局千歳監督官事務所長を命ずる
同　勝本・泰三
横浜特別調達局促進監督部工事課長を命ずる
同　安田　臣
横浜特別調達局長官房庶務課勤務を命ずる
同　細川　兵一
横浜特別調達局促進監督部工事課長事務取扱を免ずる
同　中川　正信
願に依り本官を免ずる（以上三月一日）
同　安田　臣
横浜特別調達局技術部工務課長を命ずる
同　霜田虎次郎
願に依り本官を免ずる（以上三月十日）
同　大塚　房雄
福岡特別調達局熊本監督官事務所長心得を命ずる
総理府事務官　菊川　兼男
（各通）
同　岸田　菊郎
同　無量林仁蔵
同　原野　直蹟
願に依り本官を免ずる（以上三月十五日）
総理府技官　荘原　信一
名古屋特別調達局契約部長事務取扱を命ずる
総理府事務官　花形弘三郎
東京特別調達局長官房勤務を命ずる
同　重野　吉雄
東京特別調達局勤務を命ずる
丸山　佶
東京特別調達局管財部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）（以上三月十六日）
同　近藤　浩
東京特別調達局勤務を命ずる
総理府技官　枝村　靖
京都特別調達局経理部長兼務を命ずる
総理府事務官　金谷　広次
願に依り本官を免ずる（以上三月二十日）
同　甲斐文比古
特別調達庁長官官房勤務を命ずる
総理府技官　森　利十郎
東京特別調達局契約部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）（以上三月二十五日）
同　枝村　靖
京都特別調達局促進監督部長兼務を免ずる
同　吉樹　喬
京都特別調達局促進監督部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）
同　塩谷　毅
京都特別調達局管財部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）
総理府事務官　大西　幾郎
京都特別調達局契約部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）
総理府技官　塩谷　毅
同　宇賀神　淳
同　芳賀　全
同　斎藤文五郎
同　鎌田　芳雄
同　大野　一郎
（各通）
総理府事務官　南石福二郎
同　小松安三郎
同　渡辺伊勢次
同　松平　忠康
同　渡辺　一雄
同　金丸　末吉
同　大西　幾郎
願に依り本官を免ずる
石田　弦治
大蔵省へ出向を命ずる（以上三月三十一日）
同　築山　忠雄
福岡調達局小倉監督官事務所長を命ずる
同　古長　豊利
福岡調達局別府監督官事務所長を命ずる

総理府技官　内村　春二
福岡調達局宮崎監督官事務所長心得を命ずる
総理府事務官　松田　一人
呉調達局勤務を命ずる
同　横山　信一
外務省へ出向を命ずる（以上四月一日）

○北海道開発庁

総理府事務官　高木松太郎
願に依り本官を免ずる（三月三十一日）

○大蔵省

大蔵事務官　岩崎　政雄
（各通）
同　門倉　勇吉
同　外村　秀雄
願に依り本官を免ずる（三月二十日）
同　森田　悟
願に依り本官を免ずる（三月二十七日）
同　河地　亦雄
関東財務局勤務を命ずる
同　石塀　謙輔
同　城　邦俊
同　土井　政雄
同　西山　磐男
同　広田　盛夫
同　藤尾　光治
同　宮崎　悟
同　森　栄一
大蔵技官　内田　勉
同　樋口　健二
願に依り本官を免ずる（以上三月三十一日）
（各通）
大蔵事務官　加藤　達人
同　長崎　正典
銀行局検査部勤務を命ずる
同　斎藤　守
近畿財務局勤務を命ずる
（各通）
石橋　良吉
喜田修二郎
黒瀬　勘一
早川富之助
閉鎖機関特殊清算人に任命する
神森　敏三
閉鎖機関整理委員会清算人に任命する
黒瀬　勘一
日本証券取引所有価証券売買取引事業特別会計清算人に任命する（以上四月一日）

○造幣庁

大蔵事務官　水谷　保和
大蔵省へ出向を命ずる
同　斎藤　整督
造幣庁総務部総務課長を命ずる
同　面　実
東京造幣局会計課長兼務を命ずる
同　三木　捨松
造幣庁総務部業務課長を命ずる
同　青野　嘉雄
広島造幣局総務課長を命ずる
同　糸谷　浅吉
広島造幣局会計課長を命ずる
（各通）
同　吉村　慶三
同　吉田　利作
大蔵技官　船田保四郎
願により本官を免ずる（以上三月三十一日）

○文部省

◎昭和二十七年三月一日

文部教官に任命する　棚瀬彌一郎

◎昭和二十七年三月十六日

文部教官に任命する　里内　晋

◎昭和二十七年四月一日

（各通）
清水　寛孝
内海　保次
馬詰　哲郎
服部　武夫
飯沼　弘司
志賀　金吾
安藤　善司
鈴木　明
平林　芳夫
五島　武夫
立木　正泰
久野　瓏
小塚　敏夫
藤原　高司
石井　克己
文部教官に任命する
高橋　英一
吉田　喜一
竹村　俊一
鈴木　幸雄
根岸　正純
長沢　弘
渡利彦四郎
高瀬　福己
佐竹　竹夫
高橋　和
石田　美雄
宮永主基男
山本　大生
文部教官　佐藤　辰夫
同　花新発　実
願により本官を免ずる（二月二十九日）
同　棚瀬彌一郎
徳島大学教授に補する（三月一日）
同　里内　晋
長崎大学教授に補する（三月十六日）
文部事務官　鎌田　等
（各通）
同　吉田　晋二
同　佐藤喜三郎
同　田中好太郎
願により本官を免ずる（三月三十一日）
文部教官　清水　寛孝
同　高橋　英一
同　内海　保次
同　吉田　喜一
同　馬詰　哲郎
同　竹村　俊一
同　服部　武夫
同　飯沼　弘司
同　志賀　金吾
同　鈴木　幸雄
同　安藤　善司
同　根岸　正純
同　鈴木　明
同　長沢　弘
同　平林　芳夫
同　渡利彦四郎
同　五島　武夫
同　高瀬　福己
同　立木　正泰
同　佐竹　竹夫
同　久野　瓏
同　高橋　和
同　小塚　敏夫
同　藤原　高司
同　石井　克己
同　山本　大生
同　宮永主基男
同　石井　克己
九州大学講師に補する
同　山本　大生
熊本大学講師に補する
同　福田　保
願により本官を免ずる（以上四月一日）

○農林省

◎昭和二十七年四月一日

農林技官に任命する　高坂　淳爾
農林事務官　庄野五一郎
農業改良局統計調査部集計業務室長事務取扱を命ずる
農林技官　苫米地勝造
日高種畜牧場長代理を命ずる（以上三月三十一日）
同　高坂　淳爾
中国四国農業試験場勤務を命ずる
同　龍野　得三
高橋関東東山農業試験場栽培第二部長病気療養中代理を命ずる（以上四月一日）

正誤

昭和二十七年四月十一日叙任及び辞令欄海上保安庁の部「島田喜与三」の誤植

官庁事項

○内閣

◎国際労働機関第四回金属工業労働委員会使用者代表及び労働者代表の指名

本月十一日内閣は国際労働機関第四回金属工業労働委員会の使用者代表及び労働者代表として左の通り指名した。

（各通）
スイス国ジュネーヴにおいて開催の国際労働機関第四回金属工業労働委員会使用者代表に指名する　箕浦　多一
佐野　芳雄
古賀　専
スイス国ジュネーヴにおいて開催の国際労働機関第四回金属工業労働委員会労働者代表に指名する　児玉　寛一

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◎日本国有鉄道公示第129号

昭和27年4月15日から吉部線都城・谷頭間に次の停車場を設置し、旅客、手荷物及び小荷物の取扱を開始する。但し、配達の取次はしない。

昭和27年4月14日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

停車場名　所在地

日向庄内（ひなたしない）　宮崎県北諸県郡庄内町　都城・日向庄内間　延キロ4.1キロメートル

◎日本国有鉄道公示第130号

昭和27年4月15日から土讃線に次の停車場を設置し、旅客の取扱を開始する。

昭和27年4月14日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

停車場名	所在地	キロ程
1 土佐大津・土佐一宮間		
宿毛	土佐大津・布師田間	1.9キロメートル
師	布師田・土佐一宮間	1.4〃
田	土佐一宮・高知間	1.7〃
2 土佐一宮・高知間		
舗野	舗野・高知間	2.2〃

法務府公告

○日場財団

東京都港区芝田村町五丁目七番地ノ二横浜護謨製造株式会社より三重県度会郡御薗村大字高向千三十八番地ノ一所在の工場に属する工場財団につき新に機械器具及工作物を財団に属すべきものとして変更登記の申請があつたから同財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けあり関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年四月十四日

津地方法務局宇治山田支局

文部省公告

○著作年月日登録

登録番号 登録年月日	著作物の表示	著作者の氏名	著作の年月日 発行または興行の年月日	登録の目的
第六四一号の一 昭和二七、三、一	二項定理と周易の符号（全二枚）	上山広純	昭和二五、一〇、二五 未発行	著作年月日

この著作物は、昭和二十五年十月二十五日、次の者が著作したものである。

右登録の原因

徳島県三好郡池田町二四八二 上山広純

昭和二十七年四月

文部省

運輸省公告

○鉄道抵当権設定登録

昭和二十七年二月二十五日官報第七五三八号で公告した岳南鉄道株式会社所有の鉄道財団に対し、抵当権設定を認可したが、当事者の申請により本年三月三十一日第一順位の鉄道抵当権設定を登録した。

右、鉄道抵当法第三十六條により公告する。

昭和二十七年四月十四日 運輸省

○鉄道及び軌道財団

福井鉄道株式会社から所属鉄道、武生新、鉄道軌道分岐点間、武生、戸の口間及び鯖江起点二二六米、織田間、所属軌道、鉄道軌道分岐点、田原町間及び市役所前、福井駅前間に対し、夫夫鉄道抵当法及び軌道の抵当に関する法律により鉄道及び軌道の財団を組成し、鉄道及び軌道抵当権設定の認可を申請してきた。よつて、それらの財団に属すべきものに関し、所有権以外の物権を有する者、差押、仮差押若しくは仮処分の債権者又はそれらの財団に属すべき不動産に関し賃借権を有する者は、昭和二十七年五月十三日までに申し出られたい。

昭和二十七年四月十四日 運輸省

裁判所公告（●印は新料金）

○公示催告

●昭和二十七年（ハ）第八七号

東京都練馬区茂呂町三六二八 申立人 山田八郎 尚之

右代理人弁護士 山田義夫

別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 菅野保之

（別紙） 目録

約束手形二通

証書 (イ)第一四〇号(ロ)第二〇一号、約束手形

額面金額 金十万円也

振出人 東京都中央区銀座東五の二、新東宝配給株式会社取締役社長佐生三郎

受取人 (空白)

振出日 (イ)昭和二十五年十二月二十二日(ロ)同年十二月三十日

支払期日 (イ)昭和二十六年二月九日(ロ)同年二月十五日

振出地 東京都中央区

支払地 東京都中央区

支払場所 第一信託銀行株式会社

裏書人 八田尚之

最終所持人 (空白)

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 菅野保之

●昭和二十七年（ハ）第一一五号

岡山県岡山市上内田町七七 申立人 山本銀次郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 菅野保之

（別紙） 目録

株式会社株券 一株券五枚

記号番号 第二新乙、三五〇六号、五一七〇号、五一七一号、六五五八号、六五六〇号、六五五九号、七一五三号、七一五四号

発行年月日 昭和十三年十一月十日

発行者 品川白煉瓦株式会社

最終名義人 山本銀次郎

●昭和二十七年（ハ）第一三一号

大阪市東区森ノ宮東之町四三八 申立人 矢野正夫

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 菅野保之

（別紙） 目録

株式会社協和銀行株券、百株券二通

記号番号 京町堀B第二四〇号、第二四一号

額面金額 金五千円也

一株払込金額 金五十円也

発行者 協和銀行

最終名義人 矢野正夫

●昭和二十七年（ハ）第一四七号

東京都中央区日本橋兜町一の八（日証館）丸和証券株式会社内 申立人 須藤徳顕

神奈川県藤沢市片瀬町二五一七 申立人 南部清代理人 須藤徳顕

右南部清代理人弁護士 須藤徳顕

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 菅野保之

（別紙） 目録

品川白煉瓦株式会社株式二千株券九枚

株券面額金 五百円

一株の金額 五十円

記号番号 第二新乙、三三五〇六号、五一七〇号、五一七一号、六五五八号、六五五九号、六五六〇号、六五六一号、七一五三号、七一五四号

発行者 品川白煉瓦株式会社

発行年月日 昭和十三年十一月十日

最終名義人 山本銀次郎

●昭和二十七年（ハ）第一四九号

大阪府泉北郡高石町南五二〇の五 申立人 松田義孝

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 菅野保之

（別紙） 株券目録

陽和不動産株式会社株式二百株（百株券二枚）

株券の額面 金五千円也

払込金額 金五千円也

記号番号 第三九〇四大西利一郎名義、産五六四中路三平名義、産三九〇四大西利一郎名義

発行者 陽和不動産株式会社取締役社長北原浩平

発行年月日 昭和二十五年七月十日

最終名義人 大西利一郎、中路三平

最終所持人 須藤徳顕

日本紙業株式会社株式四百株（百株券四枚）

株券の額面 金五千円也

払込金額 金五千円也

記号番号 甲三九六六、甲三九六七、甲五四四四、甲八一〇七

発行者 日本紙業株式会社取締役社長三浦正樹

発行年月日 昭和二十四年九月一日

株主 南部清

●昭和二十七年（ハ）第一五〇号

大阪市東淀川区三国本町三一二 申立人 古武隆郎

右代理人 川口善弘

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄

に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十八日

東京簡易裁判所 裁判官 津村康

（別紙） 目録

西日本重工業株式会社株式二百株

但百株券二枚

一株の額面金額 金五十円也全額払込

記号番号 は二四〇一六号、は二四〇一七号

発行日 昭和二十五年八月一日

発行者 西日本重工業株式会社取締役社長丹羽周夫

最終株主 株式会社千代田銀行

右株券最終所持人 古武隆郎

●昭和二十七年（ハ）第一六四号

東京都中央区日本橋室町四の二 申立人 上野孝太郎

右代理人弁護士 高野赤男

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 園部捨四郎

（別紙） 物件目録

日本パルプ工業株式会社第二新株百株券三枚

但し

株券額面 金五千円(払込済)

株券記番号 自了は第一六三九二号至は第一六三九四号

最終の株主 セントラル証券株式会社

最終の所持人 上野孝太郎

株券発行者 日本パルプ工業株式会社

●昭和二十七年（ハ）第一五一号

申立人の表示は別紙目録記載の通り

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 園部捨四郎

（別紙） 物件目録

日本パルプ工業株式会社第二新株百株券三枚

但し

株券額面 金五千円(払込済)

株券記番号 自了は第一六三九二号至は第一六三九四号

最終の株主 セントラル証券株式会社

最終の所持人 上野孝太郎

株券発行者 日本パルプ工業株式会社

●昭和二十七年（ハ）第一五二号

八尾市山本二九四 申立人 花岡樹人

岐阜県揖斐郡小島村字岡五四 申立人 大野助吉

和歌山県那賀郡東貴志村 申立人 宮本幸吉

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 菅野保之

（別紙） 目録

東京都港区芝田村町五丁目七番地ノ二横浜護謨製造株式会社株式二百株

但百株券二枚

一株の額面金額 金五十円也全額払込

記号番号 は二四〇一六号、は二四〇一七号

発行日 昭和二十五年八月一日

発行者 西日本重工業株式会社取締役社長丹羽周夫

最終株主 株式会社千代田銀行

右株券最終所持人 古武隆郎

●昭和二十七年（ハ）第一六四号

東京都中央区日本橋室町四の二 申立人 上野孝太郎

右代理人弁護士 高野赤男

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 園部捨四郎

（別紙） 物件目録

日本パルプ工業株式会社第二新株百株券三枚

但し

株券額面 金五千円(払込済)

株券記番号 自了は第一六三九二号至は第一六三九四号

最終の株主 セントラル証券株式会社

最終の所持人 上野孝太郎

株券発行者 日本パルプ工業株式会社

●昭和二十七年（ハ）第一五三号

名古屋市北区上飯田町字堀之内二九五 申立人 合名会社エミ製作所

右代表者清算人 恵美龍雄

右同所同番地 申立人 恵美龍雄

右二名代理人弁護士 戸田宗孝

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十八日

東京簡易裁判所 裁判官 津村康

（別紙） 目録

日本鉱業株式会社株券

一株券一枚 一株券五枚

記号番号 第八六三二号至第八六三六号

額面金額 (イ)金五百円(ロ)金五十円

(全額払込済)

最終名義人 花岡樹人

二、十株券四枚

記号番号 乙第七二四八〇号、る第一四一八号、る第七三〇四号、る第七三〇五号

額面金額 金五百円(全額払込済)

三、五十株券一枚

記号番号 C第三五六一号

額面金額 金二千五百円(全額払込済)

最終名義人 大野助吉

四、五十株券二枚

記号番号 ぬ第二三二二号、ぬ第一四三〇一号

額面金額 金二千五百円(全額払込済)

最終名義人 川口証券株式会社

最終所持人 宮本幸吉

●昭和二十七年（ハ）第一五四号

東京都練馬区東大泉町四三三 申立人 株式会社タムラ製作所

右代表取締役 田村得松

右代理人 橋本行治

別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十八日

東京簡易裁判所 裁判官 津村康

●昭和二十七年（ハ）第一五五号

東京都練馬区東大泉町四三三 申立人 神谷栄蔕

右代理人 本多忠正

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 菅野保之

（別紙） 目録

日本精鉱株式会社株式四百株但し一百株券四枚

株券額面 金五千円也

一株の払込額 金五十円也全額払込済

記号番号 い第二六五五号、い第八九一号、い第九〇五号、い第九〇六号

発行者 日本精鉱株式会社

発行年月日 昭和二十四年五月二十五日

最終株主 神谷栄蔕

●昭和二十七年（ハ）第九三号

大阪市西区京町堀上通一丁目三十八番地 申立人 特殊精機株式会社

右代表取締役 加藤秀雄

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

大阪簡易裁判所

（別紙） 一小切手 一枚

番号 LL〇〇一八五五号

額面 十六万三千六百二十八円也

振出日 昭和二十六年十二月二十八日

振出人 電気通信省電気通信研究所

支払人 日本銀行武蔵野代理店

最終所持人 株式会社タムラ製作所

振出地 東京都武蔵野市

支払地 東京都武蔵野市吉祥寺

●昭和二十七年（ハ）第一五五号

大阪府岸和田市宮本町一七六の一 申立人 神谷栄蔕

右代理人 本多忠正

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

東京簡易裁判所 裁判官 菅野保之

（別紙） 目録

日本精鉱株式会社株式四百株但し一百株券四枚

株券額面 金五千円也

一株の払込額 金五十円也全額払込済

記号番号 い第二六五五号、い第八九一号、い第九〇五号、い第九〇六号

発行者 日本精鉱株式会社

発行年月日 昭和二十四年五月二十五日

最終株主 神谷栄蔕

●昭和二十七年（ハ）第九三号

大阪市西区京町堀上通一丁目三十八番地 申立人 特殊精機株式会社

右代表取締役 加藤秀雄

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年三月十七日

大阪簡易裁判所

第7579号

（別紙）　物件表示

一約束手形　四通
金額　(イ)(ロ)金十五万円也(ハ)金二十万円也(ニ)金二十九万四千一百三円二十銭也
振出人　大阪市西区京町堀上通一丁目三十八番地、特殊精機株式会社
取締役社長加藤秀雄
振出日　昭和二十六年十月三十日
支払期日　(イ)昭和二十七年二月六日(ロ)同年三月六日(ハ)同年四月六日(ニ)同年五月六日
支払地・振出地　大阪市
支払場所　株式会社大和銀行梅田支店
名宛人　石坂峰一

使用済郵便切手買入
記念切手・特殊切手百枚五十円以上
普通切手　百枚三円以上
東京都渋谷区穏田三ノ一六七
フクオ

会社その他の公告

解散公告（第二回）

当会社は株主総会の決議により昭和二十七年四月二日解散したので当会社に対し債権を有せらるる方は本公告掲載の日から二箇月以内に其債権を申出下さい。若し申出なきときは清算より除外致します。

昭和二十七年四月三日
広島市西大工町五十一番地
共栄商事株式会社
清算人　青山　正

解散公告（第一回）

当会社は存立時期の満了に因り昭和二十七年二月二十九日解散しました。就ては当会社に債権を有する方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。期間内に申出がない場合は清算から除斥致します。

昭和二十七年四月十二日
広島市立町十七番地
三泰産業株式会社
清算人　浅野　季雄

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十七年三月十三日株主総会により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から一箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月二十日
横浜市西区浅間町三丁目一六三番地
横浜西部連合軍廃品処理清掃株式会社
清算人　小野　政蔵

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十二月三十一日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年四月四日
豊中市大字穂積千二百四十八番地
太平工機株式会社
代表清算人　森垣太一郎

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年三月十五日の社員総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年四月四日
大阪府泉北郡和泉町小田五十四番地
光製粉有限会社
代表清算人　飯坂　辰一

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十七年三月二十日の臨時株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者は第一回の公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年四月五日
大阪市南区順慶町四丁目三十七
株式会社ひさや
代表清算人　平井龍之助

解散公告（第三回）

当社は昭和二十七年三月三十一日株主総会の決議で解散したので債権者は第一回公告掲載の翌日から二箇月内に御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算より除斥します。

昭和二十七年四月五日
大阪府泉南郡鳴滝村二四五番地
株式会社市道紡績所
代表清算人　市道　晴男

合併公告

昭和二十七年三月三十一日開催の下記会社の総会に於て、(甲)道南商事株式会社は(乙)近藤合資会社を合併してその権利義務を承継し(乙)近藤合資会社は解散することを決議したので右に対して異議のある債権者は本公告掲載の日から二箇月内にその旨を申出でられたい。右商法の規定により公告する。

昭和二十七年三月三十一日
函館市大町三十七番地
(甲)道南商事株式会社
函館市船場町五番地
(乙)近藤合資会社

合併公告

昭和二十七年三月三十日開催の下記会社株主総会において、(甲)木島漁網鉄鋼資材株式会社は、(乙)下関工材株式会社を合併してその権利義務を承継し、(乙)下関工材株式会社は解散することを決議したので、右に対して異議のある債権者は、本公告掲載の日から二箇月内にその旨を申し出でられたい。右商法の規定により公告する。

昭和二十七年三月三十一日
下関市大字関後地村二三二〇番地
(甲)木島漁網鉄鋼資材株式会社
下関市上新地町二三二〇番地
(乙)下関工材株式会社

新発売コピア複写器
特許庁御採用
法務庁御認可
戸籍謄本抄本複写
丸星機化工業株式会社
本社　東京都港区西芝浦三ノ二
電話三田(45)0226 5616 3645～6
支社　大阪市西成区天下茶屋町二ノ五〇
電話天下茶屋(66)4185 4775
名古屋市中区南大津通り三ノ一二
電話中(24)1625 3920

株式名義書換停止公告

来る五月一日から六月下旬開催予定の第二回定時株主総会終結の日まで当社株式の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消を停止いたします。

昭和二十七年四月十四日
東京都中央区日本橋通二丁目二番地
太陽火災海上保険株式会社

債権申立公告

本籍　群馬県佐波郡芝根村大字箱石五七番地
最後の住所　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎二三一八番地
被相続人　亡　増尾　国蔵
明治七年三月七日生

右被相続人は昭和二十五年六月二十六日最後の住所で死亡したるにより相続債権者及び受遺者は本公告掲載の日から二箇月以内にその請求を申し出でられたい。右期間内に申し立のないときは弁済から除斥されます。

昭和二十七年四月十二日
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑一九四〇番地
亡増尾国蔵財産管理人
福島　正平

火災保険料率算定公告

昭和二十七年四月八日附をもつて本会は算定した火災保険料率について大蔵大臣の認可を申請致しましたから特別損害保険料率に係る保険の目的の範囲及び損害保険料率の周知等に関する省令第三條の規定により左記の通り公告致します。

記

一、火災保険石川県江沼郡山中町動産、不動産
二、保険事業の種類及び保険の目的
三、大蔵大臣に保険料率の認可を申請した年月日　昭和二十七年四月八日
四、料率表の備付の事務所　損害保険料率算定会
五、料率表の交付の請求を受ける事務所　損害保険料率算定会
料率表の価格　一、金一円也

昭和二十七年四月十四日
東京都千代田区神田淡路町二丁目九番地　損害保険料率算定会

第二十九回営業報告書

（昭和二十七年一月三十一日現在）

貸借対照表

負債の部

資本金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	九六、五七五・〇〇
別途積立金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	八三、〇三五・五七
納税積立金	九九、〇八三・〇〇
買掛金	一、四四九、五四〇・三四
未払金	五六一、二五八・二三
仮受金	一一〇、七六七・七三
従業員預り金	九六、四二六・二四
支払手形	四、四三三、七四〇・〇〇
借入金	四、二三九、四〇二・〇〇
当期利益金	五七五、〇五七・六三
合計	一二、四四三、八八五・七四

資産の部

建物・土地	二、五三五、六六〇・〇〇
機械	一九一、七三〇・〇〇
貯蔵庫諸設備	二〇七、九六〇・〇〇
什器	七二一、五四三・〇〇
得意先	三、六一九、八一四・五七
受取手形	三六七、一八一・〇〇
銀行預金	三、六五八、三〇六・一八
現金	四〇四・〇三
輸送袋	一一、四〇〇・〇〇
材料貯蔵品	四九四、一九九・九六
仮払金	六三五、六八七・〇〇
合計	一二、四四三、八八五・七四

右の通りに候也

昭和二十七年三月
東京都中央区築地二の十五
日本炭酸工業株式会社

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　四月一日付第三十二号八頁、第三十四号二四頁●同十日付衆会第三十号一二頁
定価　一ヶ月　二百七円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)三二一―五九　振替東京一九〇〇〇　官報課
印刷庁